

第五 昭和十九年初頭ニ於ケル兵站計畫ノ概要

昭和十九年初頭ニ於テハ前年ニ引續キ緬甸方面ニ於テハ「インバード」作戰準備ヲ強行ニ進メアリ「絶元節ヨリ「アキヤブル」方面ノ牽制作戰開始「他方面ニ於テハ専ラ防衛態勢ノ強化ニ努力シマリ」一月末南方軍ニ於テハ兵站計畫ニ基ク各軍ノ準據事項ヲ「南方軍後方業務處理要領」(昭和十九年一月二十七日發令)トシテ指令セリ  
之カ概要左ノ如シ

第一節 總 說

第一 方 針

隨時ノ敵ノ反攻及情況ニ應スル防衛作戰ニ對應スルト共ニ特ニ十九年中期以降豫期スル敵ノ全面的大規模反攻ニ對シ之ヲ擊碎スヘキ諸般ノ後方施策ヲ強化促進ス之ガ爲緬甸、「スマトラ」諸島方面ニ於ケル後方作戰準備ノ完成ヲ圖ルト共ニ彈力性ノ保有ニ勉ム

第二 要 綱

昭和十九年ニ於ケル後方施策ノ重點ヲ左記ニ指向シ軍ノ作戦ヲ強力ニ推進ス

(一) 航空縦深戦力ノ擴充強化

(二) 現地自活ノ徹底強化

(三) 鐵道及船舶輸送力ノ強化確保

(四) 軍隊機動力特ニ自動車及舟艇ノ整備

(五) 防空対策ノ強化

ニ隨時ノ敵ノ反攻及情況ニ應スル防衛反撃作戦ニ對應スル爲各軍ハ其管區ニ應シ左記事項ヲ擔任ス

左記

(一) 所命航空基地ノ新設、整備増強及夫々ノ作戦地域内ニ於ケル航空軍ノ飛行場設定ニ對スル援助

(二) 中部「スマトラ」横斷鐵道及北部、中部及南部相互ノ自動車部隊ノ機動性ニ「コタラジャ」又ハ「ペラワン」ヲ基點トスル「アム

「ニコバル」諸島ニ對スル緊急補給

(三) 北部馬來「カオフマジ」ヨリ「メルギー」諸島沿岸ヲ經行シ、緬甸「モールメン」地區ニ至ル小型船舶、舟艇ノ機動據點ノ達成（十九年晩夏完成）

(四) 南部泰及緬甸「セナセリウム」地區相互ノ兵力機動道及兵站施設ノ完成

(五) 自動車化部隊ヲ以テスル靈敏兵團ノ「チェンマイ」ト「トング」道及「ラーヘン」ト「メソド」道ヲ利用スル相互機動道及兵站施設ノ完成（十九年末完成）

六 輜馬車輛兵團ノ「ウドン」ト「北泰」又ハ「ウボン」ト「北泰」ト「ユエ」ト「北部佛印」ト北方地區相互ノ機動施設（十九年中期完成）  
七 北部佛印ノ兵力約六万ニ増強スル場合ヲ考慮スル宿營給養準備ノ

偵察

(註)

桂林作發呼應ノ準備

八 西貢—「チュンボン」、盤谷—「チュンボン」及「チュンボン」

一 聖南間ノ海上補助輸送略ノ設定

(註)

印度航空基地ヨリスル敵爆撃ニ對シ鐵道輸送力低ニ對應ス

## 第二節 兵 站

第一 補給及集積

其ノ一 一般ノ要領

- 一 諸般ノ現地自活ヲ強化シ極力内地期待物資ヲ節減シ且努メテ局地現  
地自活ニ徹シ各軍相互ノ輸送ヲ輕減ス之カ爲糧秣ニ於テハ軍民需ヲ  
問ハス特殊地域ヲ除キ十九年末期迄ニ各軍毎ノ自活ヲ實施スルト共
- 二 重輕工業製品ハ主トシテ爪哇馬來ヲ補給源トシテ培養ス
- 三 軍ハ十九年度左記ヲ目途トシテ軍需品ノ現地自活ヲ強化ス

兵器

左記

(1) 武器野戰兵器ノ一、野戰兵器廢豫備品ノ大

(2) 光學及精密器材、動力附器材ヲ除ク器材ノ大

(3) 演習用彈藥三〇%、火具三〇%

(4) 鹵獲自動車部品「フオード」「シボレー」ヲ除ク一七〇%

航空兵器

消耗性部品ノ三〇%

燃料

燃料及機械油一、高級品ヲ除ク一ノ全量

代用ドラム罐

二十万本

糧秣

耐久品及特殊品一、一部ヲ除キ全量

被服

三十万人分（主トシテ纖維類、皮鞋及「ゴム」製品）

需品

三十万人分

酒保品及備兵品

五十万人分

衛生材料

一部ノ外科器械類、藥物消耗品及予防接種液及血清類ノ大

獸醫資材

器械類、藥物消耗品ノ一部並ニ蹄鐵、血清予防液類ノ大

三各軍ノ實施スベキ現地自活ノ擔任ハ其ノ程度別ニ之ヲ指示ス

四各軍ニ對スル主補給點ヲ左ノ如ク定ム

緬甸方面軍

泰緬鐵道方面「モールマン」海上輸送「メルギー」狀況ニヨリ

「ラングーン」

第十六頁（爪哇）

「ジャカルタ」

第二十五頁（「スマトラ」）

「ペラワン」 「バカンバル」 及 「バレンバン」 状況ニ據リ「バ  
ダン」

印度支那駐屯軍

西貢

泰國駐屯軍

盤谷

第二十九頁（馬來）

「クアランブール」

「ボルネオ」 守備軍

「ラプアン」 又ハ「クチン」

第二方面軍（爪哇ヨリ補給スルモノ）

(イ) 「セレベス」 「チモール」 以西地區 「スラバヤ」 及同補助港

(ロ) 其ノ他ノ地區 「ジャカルタ」

第二方面軍（除前項）及第八方面軍

西貢但シ燃料ハ「バリクパバン」及昭南トス

五 各軍（南方軍野戰補給諸廠）左表ヲ基準トシテ軍需品ヲ集積スル  
ノトス

各軍ノ進攻及特殊作戦ノ爲ノ軍需品集積ニ關シテハ別途之ヲ指示ス



## 分割撮影ターゲット

<p>分割した部分の撮影順序</p>	<div data-bbox="730 591 1102 972" data-label="Diagram"> </div>
<p>分割撮影した理由</p>	<p>A 3版以上のため</p>
<p>文書等名</p>	<p>各軍(南方軍野戦補給諸廠) 軍需品集積(第1線部隊集積を含む総計) 基準表</p>
<p>上記のとおり分割撮影したことを証明する。</p>	

2179

2180

持在表一

別紙表一

備考	直轄 工廠 南方 燃料	小ノ 分	小ノ 分	ボルネオ 守備	第十六 小ノ 分	第二十五 「ノ ンタイ」 チ除ク	印度支那 陸軍	泰國野屯 軍	第二十九 「離島部」 (陸軍部)	緬甸方面 軍	各 電	彈	藥	燃	料	糧	被	服	集	積	倉	
												各 電	集 積	給 用 保 管 依 託	各 買 集 積	總 買 補 給 保 管 依 託	各 電 集 積	總 買 補 給 保 管 依 託	各 電 集 積	總 買 補 給 保 管 依 託	各 電 集 積	總 買 補 給 保 管 依 託
一、主要被服中披甲、鐵帽、水筒、飯盒ハ本基準量ノ1.5トス乾ハ乾パンチ以テ集積スルチ示ス 二、本表ノ他各電ニ於テ現地取得可能軍需品ハ適宜増加スルコトヲ得	一師團 會戰分	二會戰 分	二會戰 分	二會戰 分	一三師 團戰分	三五師 團戰分	一五師 團戰分	〇五師 團戰分	〇五師 團戰分	八師團 分	集積	總買補給 管依託	各買集積	總買補給 管依託	各電集積	總買補給 管依託	各電集積	總買補給 管依託	各電集積	總買補給 管依託	各電集積	總買補給 管依託
ナシ	六ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	
ナシ	六ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	
ナシ	六ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	
ナシ	六ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	
ナシ	六ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	
ナシ	六ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	二ヶ月	

軍用品集積(第一線部隊) 集積品含々總計一基準表

種	月								總用保管依託
	一ヶ月分	二ヶ月分	三ヶ月分	四ヶ月分	五ヶ月分	六ヶ月分	七ヶ月分	八ヶ月分	
被服	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人
衛生材料	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人
醫藥資材	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分
被服	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人
衛生材料	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人
醫藥資材	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分
被服	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人	二〇万人
衛生材料	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人	九〇万人
醫藥資材	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分	一ヶ月分

5トス乾ハ乾パンヲ以テ集積スルヲ示ス  
スルコトヲ得

六各軍ノ補給請求ハ四月以降毎三ヶ月分ヲ取纏メ三月、六月、九月、十二月末日提出スルモノトス

七各軍ハ毎月十日迄ニ翌月輸送ノ順位數量（成シ得ル限り補給通關者）ヲ記入ス一ヲ提出スルモノトス

右書類提出後緊急輸送ヲ要スル時ハ之カ爲ニ削除スベキモノヲ申請スルモノトス

其ノ二 兵器（航空兵器ヲ除ク）

一 彈藥ノ補給ハ部隊保有及集積基準ニ對スル缺數補填ニ據ルモノトス  
二 南方軍ノ兵器製造ハ主トシテ南方軍野戰造兵廠ニ於テ實施ス

其ノ三 航空兵器

一、第三航空軍司令官ハ南方軍作戦地域ニ在ル其ノ隸下指揮下以外ノ航空部隊（之ニ準スルモノヲ含ム）及陸海協定ニ定メラレタル海軍航空部隊ニ對スル航空兵器（航空燃料、同彈藥ヲ含ム）ノ整備補給ヲ擔任スルモノトス

二、第三航空軍司令官ハ第二第八方面軍ヨリ委託スル航空兵器（之カ輸送ハ夫々第二第八方面軍ノ擔任トシ第三航空軍ハ所要ニ應シ之ヲ援助ス）ノ修理ヲ擔任ス

其ノ四 燃料（燃油ヲ含ム以下同シ）

一、航空機、自動車、發動機類及各軍ニ配屬シアル舟艇用燃料ノ各軍向補給業務ハ南方軍野戰自動車廠之ヲ擔任ス  
但シ南方燃料廠所在地（昭南及「バレンバン」ヲ除ク）ニ於テハ各軍ハ南方燃料廠ヨリ直接之ヲ受領スルモノトス  
（註）民需ニ關シテハ別ニ定メラレタル處ニ據ル

二前項以外ノ舟艇用燃料及南方軍以外ノ燃料ノ補給業務及内地邊  
送業務ハ南方燃料廠之ヲ擔任ス

但シ「ドラム」艦ヲ使用スル場合ニハ南方軍野戰自動車廠ニ請求  
シ之ヲ受領ス

(註)前二項舟艇用脂油ハ現地各軍又ハ南方軍野戰自動車廠之カ  
補給ヲ擔任ス

三各軍配當以外ノ「ドラム」艦ノ運管ハ總テ南方軍兵器部長之ヲ統  
轄スルモノトス

(註)「ドラム」艦ノ利用ヲ適切ナラシムル爲航空機用及自動車  
用ヲ相互融通使用ス

四航空機及自動車燃料用「ドラム」艦(木製「ドラム」ヲ含ム)ノ  
朝辨ハ軍民需ヲ問ハス南方各軍野戰自動車廠之ヲ統一シテ實施ス  
五燃料貯藏ハ作戦集積常續補給ヲ問ハス「スタンド」及「タンク」  
等ヲ活用シ「ドラム」艦ニ依ル貯藏ヲ避クルモノトス

特ニ飛行場ニ於テ然リ

六、補給ハ各補給點ニ於テ空賣交換ニ依リ實施ス之カ實施ヲ圓滑ナラシムル爲南方燃料廠ヨリ直接燃料ヲ受領スル各軍及南方軍野戰自動車廠ハ所要ノ燃料及「ドラム」罐ノ保管ヲ南方燃料廠ニ依託スルコトヲ得

其ノ五 衣糧需品及其ノ他

一、各軍ニ對スル糧秣ノ補給率附表第一其ノ一ノ如シ

空中勤務者ニ對スル糧秣支給標準表附表第二其ノ二ノ如シ

二、被服、需品、酒保品及恤兵品ノ補給基準表附表第三其ノ三、其ノ

四、其ノ五ノ如シ

其ノ六 衛生材料

一、衛生材料ノ補給基準ハ別ニ之ヲ定ム

二、軍需用豫防接種液、血清類ノ製造ハ主トシテ南方軍防疫給水部之

ヲ擔任ス

其ノ七 獸醫資材

一、血清豫防液類ノ製造ハ主トシテ第十八軍馬防疫廠之ヲ擔任ス

其ノ八 石炭其ノ他

一、船舶用炭及鐵道用炭ノ補給ハ夫々該機關ニ於テ自カラ實施シ其ノ他ノ軍需石炭ハ各軍貨物廠之カ補給業務ヲ擔任ス

右ノ内地軍地區ヨリノ移入ニ關スル取得地及時機ハ總參謀長之ヲ指示ス

二、軍需用「セメント」及木材ハ主トシテ貨物廠一括之カ補給業務ヲ擔任ス

第三 施設及築營

一、諸施設ハ特ニ防禦施策ヲ第一義トシ且防衛熱地ニ於ケル特殊氣象及衛生ニ留意シ極力現地既存ノ建造物ノ利用ニ努メ新ニ構築スルハ必要ノ最小限ニ止ムルモノトス而シテ新築ニ當リテハ現地産諸材料ヲ利用スルニ勉ム



二、防空施策上各軍ノ實施スヘキ件左ノ如シ

(一) 軍へ幕下、指揮下以外ノ部隊ヲ含ムル補給隊、病院、兵舎及民間諸工場事業場ハ一貫セル計畫ノ下ニ獨立セル機能ヲ分散シ且防空諸隊及諸施設ヲ勦索ノ上偽築造、偽裝及槍火ヲ組織的ナラシム

(二) 築造物等ノ秘匿及災害防止策ヲ徹底ス

三、兵舎及演習場へ警備ノ狀況之ヲ許ス限リ團結訓練ヲ第一義トシテ

其位置施設ヲ逐次整理スルモノトス

航空部隊等ニ空中勤務隊ノ兵舎ハ狀況之ヲ許ス限リ清冷豐沃ノ地

ニ之ヲ遷定シ空中勤務者ノ体力回復ヲ迅速ナラシムルモノトス

演習場ノ取得ハ迅速且大規模ニ實施シ以テ新ニ企圖シアル軍政機

關ノ新地指導ニ懸念ヲ與アルモノトス

四、航空教育諸部隊ノ狀況之ヲ許セハ重要施設ノ防空及敵潛警戒ニ資スル如ク位置ヲ定ムルモノトス

五野戰建築ハ南方軍經理規定及同野戰建築要領ニ據ルモノトス  
 此ノ際長期使用スヘキモノ格納及生産ノ特質上必要トスヘキモノ  
 防空防護火災豫防上特ニ必要ナルモノ竝ニ對住民施策上必要アル  
 モノニ對シテハ各軍地區毎ニ現地資材ノ許ス限り永久の施設ト爲  
 スモノトス

永久の施設ト爲スヘキモノノ基準概本左ノ如シ  
 固定警戒器諸施設彈藥庫、兵器庫、製油及燃料貯藏施設港灣施設  
 及重要工場倉庫、病院、同兵舍等

六通過軍隊及單獨軍人軍屬ノ爲左ノ如ク宿營力ヲ増強スルモノトス

昭南	人員	一萬五千人分	馬匹	二千頭分
「スラバヤ」	人員	七千人分	馬匹	六百頭分
盤谷及「ノンブトク」地區	人員	一萬三千人分	馬匹	一千頭分
「ブノンペン」	人員	五千人分	馬匹	五百頭分
西貢地區	人員	一萬二千人分	馬匹	一千頭分

「ヂェンボン」及「カオフイーヂ」地區

人員 三千人分

馬匹 六百頭分

「ブライ」

人員 三千人分

馬匹 三百頭分

右ノ外泰緬遠接鐵道建設道路及「メルギー」「イエ」間ノ道路ニハ前者月量一壹人後者同シク四千人ヲ基幹トスル部隊ノ徒歩機動ニ必要トスル諸施設ヲ實施スルモノトス

七各軍司令官ハ對空對謀略的見地ヨリ管内南方燃料廠ノ行フ製造ニ關シ強力ナル區處ヲ實施スルモノトス

又南方燃料廠長ハ特ニ製油貯油ノ諸施設ヲ分散秘匿スルト共ニ災害防止ノ諸施設ヲ完備シ以テ單ニ深油製油及貯油等ノ能率ノ向上ノミニ邁ラサル如ク留意スルモノトス

前項事項ニ關シテハ各軍司令官（之ニ準スルモノ）ノ區處ヲ受ケルモノトス

#### 第四 衛生

一、健兵對策ヲ強化シ各軍毎ニ健康上注意ヲ要スルモノ及体力十分ナ

ラサルモノヲ集合シ清涼ナル地區ニ体力鍛練所ヲ設定シ戦力ヲ培養ス

第三航空軍ニ於テハ主トシテ空中勤務者ノ体力回復ノタメ航空保健所ヲ設定シ戦力ノ培養ヲ強化スルモノトス而シテ右施設設定ニ關シテハ官分ノ間關係ノ地上軍ニ依託スルコトヲ得

一各軍ハ健兵對策確立ノ爲衛生教習所ヲ設置シ兵科及衛生部將校要スレハ下士官ヲ集合教育スルモノトス

但シ第三航空軍ニアリテハ最寄地上軍ニ依託スルコトヲ得

三「マラリア」豫防ニ關シテ特ニ統率系統ニ依ル教育指導ヲ徹底シ又勉メテ各軍（要スレハ兵團）毎ニ防疫班ヲ編成シ防瘡ノ徹底ニ任セシム

四患者ハ各軍地域内ニ於テ收療ニ遣セサル者以外ハ勉メテ後送セサルモノトス

但シ緬甸ノ十九年度初頭ニ於ケル作戦ニ於テハ之カ開始ニ先チ成

ルヘク多数ノ患者ヲ泰、馬來地區ニ收療シ緬甸方面軍ヲシテ彈力  
性ヲ保有セシム

又第十六軍ハ「ヂモル」島以西第十九軍ノ後送患者ヲ收療スルモ  
ノトス

五患者ノ後送ハ補給体系ノ如ク實施シ歸還船、鐵道或ハ病院船ヲ利  
用スルモ「アングマン」「ニコバル」諸島等隔離地ノ特殊患者ハ  
別ニ航空機、海軍艦艇ニ據リ後送スルコトアリ

六各病院ノ收容施設ハ現在ニ於ケル病院ノ編成ニ拘ラス左ノ如ク收  
容施設ヲ整備増強ス

左記

昭 南 六千名

中部馬來 千名

スラバヤ 千名

西貢地區 二千名

盤谷地區

二千名

防止

七、性病患者發生ニ關シテハ特ニ萬端ノ施策ヲ實施シ又各軍ハ一定病

院ニ性病患者ヲ集結治療セシムルト共ニ特殊訓練ヲ實施ス

第五 馬匹ノ補充

一、各軍毎ニ現地馬ノ收得及軍用適格馬ノ培養ニ勉ムルト共ニ象牛、水牛ヲ以テ機動力ノ充實ヲ圖ルモノトス  
之カ爲概ネ左記事項ヲ確立ス

左記

(一) 現地馬調査ト徵發組織ノ確立

(二) 徵發計畫ノ樹立

(三) 現地馬防疫ノ強化

二、軍馬ノ補充業務ハ第十二兵 病馬廠ヲシテ擔任セシム

三、輸送力之ヲ許ス限リ小「スندگان」列島現地馬ヲ取得シ主トシテ緬甸方面ニ推進ス

第六 勞務

勞務者ノ取得ニ關シテハ努メテ其ノ作戰地域内ニ於テ之カ充足ヲ圖リ又其ノ勞務管理ヲ適切ナラシムルモノトス 而シテ之カ取得ニ關シテハ各軍毎ニ幕下指揮下以外ノ部隊ヲ含ミ強力ニ統制シ其ノ取得ノ時機、場所等ヲ軍政施策ノ機微ニ調査セシムルモノトス 他軍地區ヨリノ移入ヲ要スルトキハ少クモ三ヶ月前ニ總司令官ニ申請スルモノトス

第三節 通信

第一 無線通信

一 極力現有諸施設ノ活用ニ努ム以テ主通信トシテノ能力ヲ充實ス  
二 無線器材ノ整備能力向上ノ爲通信部隊下士官等ノ集合教育ヲ實施ス

第二 有線通信

一 極力現有施設ヲ活用スルニ勉ムルト共ニ不要施設ヲ撤收シ資材

獲得ヲ圖ル

特ニ馬來「スマトラ」「ジャワ」ニハ多重機ノ利用ニ依リ使用線條ヲ最少限ニ止メ以テ構成資材ヲ獲得スルニ勉ム

二、有線資材ノ補給ハ航空關係通信網ノ整備用及「バレンバン」附近防空用ヲ優先トス

### 第三 海底線通信

一、海底線通信ハ左記ノ如ク新設補修ヲ實施シ副通信手段トシテ之カ活用ヲ期ス

(一) 昭南―西貢―香港線及昭南―香港線ノ補修

(二) 「アンダマン」「ニコバル」「スマトラ」「ジャワ」「マライ」

周邊ニ於ケル防衛並ニ運輸上必要ナル周地回線ノ新設補修

(三) 「ボルネオ」前田島附近ニ於ケル新設補修

二、資材獲得ノ爲昭南ヲ中心トスル不要海底線ヲ撤收ス

三、狀況ニ依リ「マニラ」近海線ノ補修ヲ實施スルノ外「ダバオ」



「メサド」ヨ「ハルマヘラ」具及蒙北方面防衛道信號ヲ新設補修  
ヲ豫期ス

#### 第四節

一、警備防衛通信ノ補助機關トシテ一地區ニ駐留警備防衛ヲ主任務トス  
ル

兵團ニ固定鳩三乃至五〇〇羽ヲ目途トシテ整備ス  
二十九年末迄ニ一應ノ整備ヲ完了シ爾後ノ補充ハ南方軍通信隊ニ於  
テ一年概ネ二〇〇〇羽ヲ目途トシテ孵化育成シ以テ南方軍内ノ直  
活ヲ企圖ス

#### 第四節 鐵道及其ノ他陸上交通

##### 第一方 針

陸上交通ノ整備運用ハ豫期セラルル敵ノ反攻ニ對シ特ニ緬甸、一ス  
マトラ」方面ノ作戰遂行ニ遺憾ナカラシムルト共ニ他方邊ニ戰略幹  
線ノ増強ヲ圖ルヲ主眼トシ且爲シ得ル限り重要國防資源ノ開發ニ支

障ヲ生セシメサル如ク重點ニ徹底ノ實施ス

之ヲ爲要度大ナラサル一般民需ハ必要最少限度ニ抑制ス

第二 鐵道

其ノ一 整備

一、鐵道ノ整備ハ緬甸地區並同方面ヘノ後方連絡線タル南方大陸主要

幹線ノ整備ヲ第一義トシ次テ「スマトラ」方面ヲ考慮ス

整備ノ重點ハ一般ニ左記事項ニ置クモノトス

左記

- (1) 重要幹線ノ輸送力ノ増強
- (2) 河川ニ於ケル船車連絡施設ノ増強
- (3) 輪轉材料ノ整備
- (4) 工場ノ整備増強
- (5) 資材ノ現地製作ノ強化
- (6) 防空對策

二、主要幹線ノ整備目標左ノ如シ

(一) 泰緬連接鐵道

暹クモ十九年十二月末迄ニ現路線ニ於テ日量軍需品約一千屯  
ヘ「ミカド」級機關車ヲ主體トセル場合ハ約一千五百屯ノ輸送  
ノ實施ニ支障ナカラシムルモノトス 尙日量軍需品二千屯輸送  
ノ爲ノ整備ニ關シテハ測量實施後ニ於テ別途決定ス

(二) 「クラ」地峽橫斷鐵道

ト九年四月以降必要ニ應シ日量軍需品六百屯輸送ノ實施ニ支障  
ナカラシムルモノトス

(三) 其ノ他ノ大陸幹線ハ右二線ノ能力ニ即應スル如ク整備ス

(四) 中部「スマトラ」橫斷鐵道ハ概ネ十九年十月末迄ニ日量軍需品  
六百屯輸送ノ實施ニ支障ナカラシムル如ク建設ヲ促進シ爾後可  
及的運ニ日量軍需品二千屯ノ輸送能力ヲ附與スル如ク整備ス

三、鐵道ノ建設ニ關シテハ別途指示ス

四、工場ノ整備ハ左記ニ依リ實施スルモノトス

左記

(一) 空爆ニ依ル輪轉材料ノ損害ノ増加其ノ他ヲ考慮シ可及的速ニ少クモ月間左ノ如キ修理能力ヲ附與(維持)スル如ク努ムルモノトス

爪哇地區	馬來地區	泰緬連接鐵道地區	緬甸地區		
貨車	機關車	貨車	機關車	貨車	機關車
五百五十輛	三十五輛	三十輛	二百輛	五十輛	十輛
				二百五十輛	三十五輛

「スマトラ」地區

機關車 十輛  
貨車 百五輛

(二) 鐵道關係部品ノ現地目活能力ノ強化ニ關シテハ特ニ之カ促進ヲ圖ルモノトシ重點ヲ馬來、爪哇地區ニ置クモノトス

(三) 工場ニ於ケル作業能率ニ關シテハ一般ニ低調ナルヲ以テ人員資材ノ増強ト共ニ勞務管理ノ徹底的改善ヲ圖リ以テ之カ飛躍的向上ヲ期スルモノトス

五 鐵道通信ノ整備ハ大陸主要幹線ノ輸送能力向上ノ爲必要トスルモノ竝ニ輸送處理上緊要ナルモノ、ニ重點ヲ置キ急遽ニ之カ整備ヲ圖ルモノトス

其ノ二 人員及資材

一、鐵道運管要員ニ對シテハ自然損耗ニ對スル補充ノ外新建設線其ノ他作戦ノ進展ニ伴フ要員ノ増加ヲ考慮シ可及的速ニ現地從事員ノ養成ヲ圖ルモノトシ之カ重點ヲ技術要員ニ置クモノトス

細部ニ關シテハ別途指示ス

二、鐵道資材ニ關シテハ左記ニ據ルモノトス

左記

(一) 極力節減ノ手段ヲ講セシムルト共ニ現地資材ノ利用其ノ他代用品ノ研究ヲ圖ラシメ他地域ヘノ依存ハ最少限度ニ止メシム

(二) 作戰用豫備鐵道資材ノ集積及十九年度ニ於ケル南方地域内鐵道關係資材ノ相互交流ニ關シテハ別途指示ス

其ノ三 輸送

一、輸送統制ヲ更ニ強化スルト共ニ輸送能率ノ向上ニ關シ對期的對策ヲ講シ以テ軍事輸送並ニ重要國防物資等ノ緊急輸送ニ遺憾ナカラシムルモノトス

二、陸上輸送ト海上輸送トノ關聯性ニ關シテハ兩者齟齬ヲ生セシメサル如ク特ニ注意シ之カ調整ヲ圖ルモノトス

三、軍用輸送力ノ設定

(一) 十九年四月頃ニ於ケル大陸主要幹線ノ常備軍用設定輸送力ヲ左ノ如ク豫定ス

爾後狀況ニ依リ變更スル場合ニ於テハ其ノ都度指示(通報)ス

馬來西部線 直通三列車(約六百屯)

泰南部線 同三列車(約六百屯)

泰東部線 同二列車(約四百屯)

佛印「カンボヂヤ」線 同二列車(約四百屯)

佛印縱貫線 同二列車(約二百屯)

泰緬連接鐵道 同三列車(約四百屯)

「クラ」地峽橫斷鐵道 同三列車(約二百屯)

緬甸、爪哇、「スマトラ」、「ボルネオ」地區ニ於ケル軍用輸

送力ノ設定ハ各所管軍ニ於テ計畫實施スルモノトス

(二) 作戰緊急輸送ニ關シテハ各所管軍司令官ニ於テ計畫準備スルモ

ノトス 但シ馬來、泰、佛印地區泰緬連接鐵道其ノ他相互一貫

輸送ニ關係アルモノニ關シテハ總司令官ノ命ヲ承ケ第三野戰鐵道司令官之ヲ擔任スルモノトス

第三野戰鐵道司令官ノ計畫準備スヘキ事項ニ付テハ別ニ指示ス

#### 第四節 船

一 船舶海運ニ關スル諸施策ハ海運資材ノ整備力ヲ高度ニ擴充シ強力ナル船舶輸送體系ヲ確立シ軍ノ作戰防衛並ニ軍政目的達成ニ遺憾ナカラシメ且大東亞圈内ニ於ケル重要戰爭資源ノ交流ヲ促進スルニ即應セシムルモノトス

二 各軍司令官、第三船舶輸送司令官、南方軍野戰造船兵廠長及南方野戰貨物廠長ハ附表第二ニ示ス區分ニ基キ木造船及作戰用汽艇ノ建造ヲ擔任スルモノトス

三 關係軍司令官へ各南西守備隊長ハ海軍第一南遣艦隊司令長官ノ指揮下ニ於テハ附表第三ニ示ス基準ニ據リ其ノ管轄區域内ノ軍艦海運地ノ強化ヲ擔任スルモノトス



第三船舶輸送司令官ハ軍事海運ノ強化ニ關シ積極的ニ關係方面ニ  
運繋シ之カ促進ヲ期スルモノトス

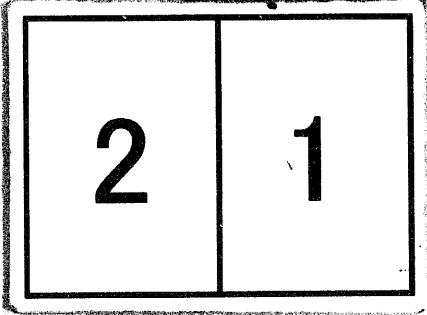
四關係軍司令官及第三船舶輸送司令官ハ緬甸「アンドンマン」「ニコ  
バル」諸島及北部「スマトラ」「メンタワイ」諸島ヲ含ムニ  
對スル小型船舶輸送ヲ促進シ危險海面ニ對スル大型船ノ突入ヲ必要  
最少限ニ制限スルモノトス

五各軍司令官ハ爲シ得ル限り軍事海運地所在ノ部隊ヲシテ積極的ニ  
船舶揚落作業ニ協力セシメ船舶運航率ノ向上ニ遺憾ナカラシメ特  
ニ航空接敵地區ニ於ケル短切揚落作業ノ徹底ヲ期スルモノトス  
六各軍司令官ハ其ノ管轄地域内ノ小型船艇ノ運用ヲ強化シ大型船舶  
運送ニ甚ク輸送力ノ不足ヲフモノトス

七各軍司令官ハ軍事海運地ノ警備、船舶ノ自衛並ニ船舶防護ニ關ス  
ル施策ヲ強化シ船舶ノ損耗防止ニ遺憾ナカラシムルモノトス

考 備	馬	馬	煙	麥	肉	香	茶	食	粉	精	患	航	携	V	粉	粉	代	乾	代	代	品	
	鹽	糲	草	酒	類	辛		鹽	米	米	者	空	帶	種	油	味	用	物	用	用	種	
		類	類			料		類	類	類	食	糧	燃	充	油	油	干	類	品	品	別	
本表ニ記載シアラサル品種ハ總テ各地域ニ於テ局地自活スル モノトス 但シ自活ニ要スル原材料及機材等ハ各地域ヨリノ請求ニ基キ 別途計畫補給ス			5 — 10						5 — 10		5 — 10	10 — 10	5 — 10	10 — 10	10 — 10	5 — 10		5 — 10	4 — 10	2 — 10	森	
															5 — 10			若海 干藻				治
		10 — 10		5 — 10	10 — 10				10 — 10	10 — 10	7 — 10		8 — 10		10 — 10	10 — 10	3 — 10	2 — 10	2 — 10	3 — 10	3 — 10	富
		10 — 10	10 — 10	10 — 10	10 — 10		5 — 10	10 — 10	10 — 10	10 — 10	10 — 10	10 — 10	5 — 10		10 — 10	10 — 10	10 — 10	10 — 10	10 — 10	2 — 10	10 — 10	舞
													10 — 10	5 — 10		10 — 10	10 — 10		3 — 10	2 — 10	2 — 10	信
				5 — 10	5 — 10					10 — 10			10 — 10	5 — 10	2 — 10	10 — 10	10 — 10	5 — 10	3 — 10	2 — 10	2 — 10	義
		10 — 10	2 — 10	8 — 10		3 — 10	5 — 10		10 — 10	10 — 10	10 — 10		5 — 10			10 — 10			3 — 10			定
	各地區空中勤務 務者ノ數ニ應 シ策積補給ス 作職用ニ 人分、常用ニ 一〇〇〇人分トス										補給率ハ所要 ニ對スル所要 ハナリ要集 ハナリ要集 積及ト増力 新増兵力 積及ト増力 加増 合シテ要 ノシテ要 給量ハ所 ヲシテ要 可シモナリ セシモナリ										補給率ハ所要 ニ對スル所要 ハナリ要集 ハナリ要集 積及ト増力 新増兵力 積及ト増力 加増 合シテ要 ノシテ要 給量ハ所 ヲシテ要 可シモナリ セシモナリ	

## 分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A 3 版以上のため
文書等名	空中勤務者に対する増給支給標準表
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	



一 空中勤務者特別糧食

本定量ハ一人一日當リトシ常時航空機ニ

搭乗シ空中勤務スル者ニ之ヲ給ス

口本増加食ヲ給スルトキハ基本定量ノ穀

物ヲ適宜減量スルコトヲ得

二 飛行特別食

本定量ハ一人一日當リトシ航空機ニ搭乗

勤務スルモノニ飛行ノ種類ニ依リ常時

増加食ノ外之ヲ給ス

口本表中△印ヲ施セル品種ハ必要ニ依リ

給スルモノトシ部隊長ニ於テ増減スル

コトヲ得

ハ本定量ノ外長時間飛行、夜間飛行等以

要スルトキハ航空機及防衛隊等

(代用品)ノ類ヲ給スルコトヲ得

三 飛行後特別食

本定量ハ一人一日當リトシ航空機ニ搭乗

勤務スル者ニテ飛行終了後必要トシ

メタルモノニ付常時増加食ノ外之ヲ給ス

口本特別食ヲ給スル時同及回数、部隊長等、都度之

コト定ム、但シ戦中其他特別場合ヲ除ク外一日概

ネ三回ヲ標準トス

四 其他

口本表品種ハ補給又ハ現地物資ノ状況ニ依リ基本定

量ニ相応セル他ノ品種ヲ以テ支給スルコトヲ得

口常時増加食ハ空中勤務ノ削減ニ依リ適宜

本基準量ヲ増減スルコトヲ得

本標準ヲ超越スルコトヲ得又

補表第四

別紙第四 附表第十一 其五

被服補給基準表

品名	品区分		[金庫製品]	[電]	[金]	[銀]	補修材料費	破損消耗品	航空被服	戦車被服	患者被服	毛布	防寒被服	器具飯盒	鉄帽	器具(首飾類)	露地地下足袋	巻席	被服	[金庫製品]	品区分	
	森	治																				
	10/10	10/10	0	10/10	10/10	3/10	3/10	10/10	10/10	0	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	3/10	6/10	5/10	10/10	3/10	森	
	10/10	0	0	5/10	0	0	0	5/10	10/10	0	0	10/10	10/10	10/10	0	0	0	0	0	0	治	
	10/10	10/10	0	0	0	0	0	5/10	10/10	0	0	0	10/10	10/10	0	5/10	0	0	0	0	富	
	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	2/10	10/10	10/10	10/10	10/10	難	
	10/10	0	0	10/10	10/10	0	5/10	10/10	10/10	0	10/10	10/10	10/10	10/10	7/10	3/10	10/10	10/10	3/10	0	信	
	10/10	0	0	10/10	10/10	10/10	8/10	10/10	10/10	0	0	10/10	10/10	10/10	7/10	9/10	10/10	10/10	5/10	0	義	
	10/10	0	0	10/10	10/10	10/10	9/10	10/10	10/10	5/10	10/10	10/10	2/10	10/10	7/10	5/10	1/10	10/10	10/10	5/10	定	
																					楠	
																						守

品種ニ依リ現地ノ交流ノ論補給率ニ合ニモトス  
 一 是地自活ノ進歩状況ニ依リ変更ヲ予想ス

補表第五

附表第一其ノ四

別紙第五

需品補給基準表

備兵品	物品類	日用品	防疫材料	照明材料	事務用消耗品	品目分
$\frac{2}{10}$	$\frac{5}{10}$	$\frac{4}{10}$	$\frac{8}{10}$	1	$\frac{9}{10}$	添
$\frac{1}{10}$	1	$\frac{1}{10}$	$\frac{2}{10}$	1	1	治
$\frac{2}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{2}{10}$	$\frac{6}{10}$	$\frac{5}{10}$	$\frac{5}{10}$	富
$\frac{2}{10}$	$\frac{9}{10}$	$\frac{9}{10}$	$\frac{9}{10}$	$\frac{10}{10}$	$\frac{9}{10}$	離
$\frac{2}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{3}{10}$	$\frac{9}{10}$	1	$\frac{9}{10}$	信
$\frac{5}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{3}{10}$	$\frac{9}{10}$	$\frac{5}{10}$	$\frac{9}{10}$	議
$\frac{2}{10}$	1	$\frac{2}{10}$	$\frac{2}{10}$	1	$\frac{2}{10}$	定
						摘要

補給基準表

別紙第六

酒 休 品 補 給 基 準 表

考 備	燐	書	酒	音	煙	品	
						目	區
モノトス	寸	類	類	品	草	分	補給基準
		一人一ヶ月	一人二ヶ月	一人一ヶ月 （ビール等含む）	一人一ヶ月 （四八〇瓦）	一人一ヶ月 （二〇〇本）	森
	1	10/10	1	1	5/10	治	10/10
	10/10	10/10	3/10	1	5/10	官	10/10
	10/10	10/10	5/10	5/10	10/10	難	10/10
	1	10/10	1	1	10/10	信	10/10
	10/10	10/10	3/10	1	5/10	義	10/10
	1	10/10	1	1	8/10	定	10/10

本表以外ノ日用品、雜貨類ハ必要ニ應ジ各單ニ於テ自活スル



補表第七  
附表第七  
別紙第七

木造船及作戦用舟艇製作擔任區分表

種別	木造船體		木造船體		作戦用舟艇製作							計	摘要	
	二五〇屯型 木造船	タンカー	二五〇屯型 木造船	新造	改造	木製大發 隻	ベニヤ大發	船付艇舟	合板艇舟	二〇屯型 輪送船	木製高速艇			速曳艇
位置	隻		隻											
馬來	100	100	100	100			100	100	100	100	100	100	100	100
富治	100	100	100	100			100	100	100	100	100	100	100	100
森	100	100	100	100			100	100	100	100	100	100	100	100
信	100	100	100	100			100	100	100	100	100	100	100	100
義	100	100	100	100			100	100	100	100	100	100	100	100
三船司							100	100	100	100	100	100	100	100
貨物廠							100	100	100	100	100	100	100	100
造船兵廠							100	100	100	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
摘要	主トシテ第一機 關トシテ第二機 ゼルチ含ム 主トシテ陸上機 關チ使用											南總參謀部第一 九六七號通牒以 外ノモノナラモ 全力ヲ以テ努力 テ建設スルモノ トス		
備考	一、木造船用機關ノ一部及作戦用舟艇機關ノ殆ンド全部ヲ内地ヨリノ追送ニ期待ス 二、機裝用品ハ極力現地ニテ整備スルモノトス 三、資材、木材等ノ整備ハ總軍ヨリ配當スルモノノ外ハ各擔任區分ニテ之ヲ實施スル モノトス													

第八卷  
附録第三  
別紙第八

昭和十九年度専事海運地整備基準表

備考	港	揚搭能力		給給	主要施設	修理能力	完成時期
		噸除	噸需品				
一、給炭又ハ給油長ハ全船ノ約二分ノ一ニ對シ給炭又ハ給油ノ場合ニシテ總的 費ハ總テ航路五日分トス 二、主要施設ノ中ニハ現在施設テ含ムモノトシ現地ノ狀況ニ應ジ若干變更スル コトヲ得	ブルネー	二五〇〇	五〇〇	油 五〇 水 一〇〇	海トラ棧橋 一 機帆船棧橋 三		八月
	チエンプン	一〇〇〇	四〇〇		貯舟棧橋 三 倉庫 六〇〇坪		十月
	シボルガ	一五〇〇	五〇〇	油 一〇〇 水 一〇〇	機帆船棧橋 二 解舟棧橋 一	移動修理班ノ一部	八月
	プレーヤ	二〇〇〇	六〇〇 (二〇〇〇)	油 一〇〇 水 五〇	海トラ棧橋 一 解舟棧橋 二 (同右子延長)	移動修理班	六月
	カーニコバル	一五〇〇	五〇〇 (一五〇〇)	油 一〇〇	機帆船棧橋 二 コンクリート艇用 解舟棧橋 三		六月
	ナンコリー	一〇〇〇	二〇〇		突集發動用 一 機帆船棧橋 一		六月
	クダラジャ	一〇〇〇	五〇〇	油 五〇 水 五〇	海トラ棧橋 一 解舟棧橋 二	移動修理班	六月
	バカンバル	一〇〇〇	八〇〇	油 一〇〇	海トラ棧橋 一 機帆船棧橋 三		六月
	チロニギン	二五〇〇	一〇〇〇	油炭水 二〇〇 一〇〇〇	海トラ棧橋 一 機帆船棧橋 一		八月
	マルタバン	五〇〇〇	二〇〇〇		海トラ棧橋 七 機帆船棧橋 三		
	マルギー	四〇〇〇	一五〇〇	油炭水 三〇〇 二〇〇〇 一五〇〇	海トラ棧橋 二 解舟棧橋 四	移動修理班ノ一部	四月
	ニーフマージ	二〇〇〇	八〇〇	油炭水 三〇〇 二〇〇〇 一五〇〇	海トラ棧橋 二 機帆船棧橋 五	特別工作工廠ノ一部	四月